

公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和3年2月18日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 桐野 高明

1. 競争入札に付する事項		
(1)	委 託 件 名	令和3年度職員健康診断業務委託
(2)	委託業務の仕様等	仕様書のとおり
(3)	委 託 期 間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
(4)	履 行 場 所	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館

2. 入札参加資格者に関する事項	
入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であること。	
(1)	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」）第2条第5項に該当する者でないこと。
(2)	会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(3)	佐賀県内に本店・支店、支社・営業所等を置く者であること。
(4)	開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
(5)	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定がなされている者でないこと。
(6)	国及び地方公共団体発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
(7)	自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。 なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。
①	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
②	暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
③	暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
④	自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
⑤	暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
⑥	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
⑦	暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
⑧	前記①から⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人。

(8)	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）の規定に基づき次に掲げる厚生労働大臣が定める外部委託に関する各基準を満たすこと。	
①	精度管理の基準	
	(ア)	委託する検査項目について内部精度管理及び外部精度管理調査（日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、全国労働衛生団体連合会などの少なくとも一つ以上の精度管理事業）が定期的実施され、検査値の精度が保証されていること。
	(イ)	検査の一部を外部に委託する場合は、委託を受けた事業者において、これらの措置が講じられるよう適切な管理を実施すること。
②	健診結果等の情報の取扱の基準	
	(ア)	委託する健康診断に関する電磁的記録を作成し、委託者に対して当該電磁的記録を安全かつ速やかに提出すること。
	(イ)	健康診断の受診者本人への通知に関しては、受診者における健康診断結果の経年管理に資する形式で実施すること。
	(ウ)	個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。
③	その他厚生労働大臣が定める外部委託に関する基準	

3. 契約条項を示す場所（契約手続きを担当する部門）	
住所等	〒840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 4 0 0 番地
担当部門	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課契約係
連絡先	（電話）0952-28-1153 （電子メール）kondou-tetsuya@koseikan.jp

4. 入札手続きに関する事項	
入札手続きに関する事項については次のとおりとする。	
(1)	契約条項及び関係書類の交付期間及び交付方法 令和 3 年 2 月 2 6 日（金）までの間、佐賀県医療センター好生館の公式サイト (http://www.koseikan.jp/) 内の「入札情報」に掲載する。
(2)	入札参加資格の確認
(ア)	入札参加希望者は、次に掲げる書類を、 <u>令和 3 年 2 月 2 6 日（金）午後 5 時 1 5 分までに</u> 、郵送にて第 3 項に示した部署に提出すること。 送付にあたっては、 <u>封筒表面に「入札参加資格確認申請書類 在中」と明記すること。</u>
	A) 入札参加資格確認申請書（様式 1）
	B) 業務概要書（様式 2）
	C) 同種業務実績調書（様式 3）及びこれを証明する書類（契約書の写し等）
(イ)	提出期限までに前記(ア)にて掲げた書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。
(ウ)	提出された各書類に関する審査の結果について、審査が完了次第所定の様式にて通知を行う。 資格があると認められた者（以下「入札参加者」という）は、本入札に参加することができる。 なお、内容について説明が必要と当館が判断した場合は、入札参加希望者はその求めに応じなければならない。また、必要に応じて追加で資料等の提出を求めることがある。

5. 入札及び開札について

(1) 入札の行われる日時及び場所

日 時	令和3年3月4日(木) 午前11時00分
場 所	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 本館2階 多目的ホールC
提出方法	入札書(様式5)は持参にて提出すること。

(2) 入札に関する事項

(ア)	入札は、入札参加者又はその代理人が行うものとする。 ただし、代理人が行う場合は、入札前に委任状(様式4)を提出しなければならない。
(イ)	入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた金額)を記入すること。
(ウ)	入札金額の表示はアラビア数字を用い、頭書に「金」を、末尾に「円」を記入、又は頭書に「¥」の記号、末尾に「一」の記号を付記すること。
(エ)	入札には、第4項(2)の(ウ)にて発行した入札参加資格確認申請に対する審査結果通知書を持参すること。

(3) 開札の行われる日時及び場所

日 時	令和3年3月4日(木) 午前11時10分
場 所	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 本館2階 多目的ホールC

(4) 開札に関する事項

入札を行った入札参加者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。

(5) 交渉権者及び交渉順位の決定方法等

(ア)	予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内をもって入札を行った者を交渉権者とする。 なお、一回目の入札で予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内をもって入札を行った者がいない場合は、再度の入札(第一回目を含む5回を限度として)をすることができる。
(イ)	交渉権者が複数ある場合は、入札金額の低い者から順に交渉順位を付する。ただし、最も価格の低い者が2人以上あるときは、くじ引きにより上位交渉権者を決定する。なお、この場合において、当該入札者のうち出席しない者またはくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(ウ)	交渉権者の入札金額によっては、その者より本業務に係る契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と本業務に係る契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるときは、その者を交渉権者から除外することがある。

(6) 交渉の実施及び契約の相手方の決定

(ア)	交渉権者及び交渉順位が決定したときは、直ちに最高順位の交渉権者から価格交渉を行う。
(イ)	交渉権者との交渉の結果、契約価格が決定した場合には、その者を契約の相手方とし、契約相手方となった者は、契約金額確認書を提出しなければならない。
(ウ)	交渉権者又はその代理人との交渉が不調となった場合は、次順位の交渉権者又はその代理人と価格交渉を行うものとする。

(7)	入札の無効
	次のいずれかに該当する者の入札は、無効とする。
	(ア) 入札参加資格の確認において虚偽の申告を行った者
	(イ) 入札参加資格のない者
	(ウ) 本入札について不正行為を行った者
	(エ) 入札書の金額、氏名及び印影について、誤脱し、又は判読不可能なものを提出した者
	(オ) 入札書の文字及び記号について、消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
	(カ) 入札金額の記載において、本項の(2)の(ウ)の要件を満たさない入札書を提出した者
	(キ) 金額を訂正した入札書を提出した者
	(ク) 誤字、脱字等により意思表示の内容が不明瞭である入札書を提出した者
	(ケ) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条により無効であると認められる入札書を提出した者
	(コ) 1 人で 2 以上の入札を行った者
	(サ) 代理人でその資格のない者
(シ) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者	
(8)	入札書の書換え等
	入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
(9)	入札の中止
	次のいずれかに該当する場合は、入札を中止とし、この場合の損害は入札参加者の負担とする
	(ア) 天災その他やむを得ない理由により、入札を行うことができないとき。
	(イ) 入札参加者及びこれに関係する者が、共謀結託その他の不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。

6. 入札に関する質問回答について

(1)	質問の受付
	(ア) 本入札についての質問は、質問書（様式 6）により受け付ける。
	(イ) 質問受付期間は公告開始日から令和 3 年 2 月 22 日（月）午後 5 時 15 分までとする。
	(ウ) 受付担当部署は第 3 項の部署とする。
	(エ) 質問書を添付した電子メールを第 3 項に掲げるアドレスに送信すること。
(2)	その他
	(ア) 本項の(1)の(イ)の質問受付期間以外に提出された質問は、一切受け付けない。
	(イ) 質問書（様式 6）によらない質問は、一切受け付けない。

7. その他

(1)	入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
	日本語及び日本国通貨に限る。
(2)	契約書の作成の要否
	要

(3)	契約保証金について
	佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第 18 条第 1 項第 3 号の規定により免除する。
(4)	個人情報の保護
	佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）を遵守すること。
(5)	提出された書類、資料等の取り扱い
	提出された書類、資料等は返却しない。 なお、提出された書類、資料等は、本入札の目的以外の目的には使用しない。
(6)	談合情報について
	(ア) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。
	(イ) 談合情報どおりの開札結果となった場合、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。なお、この場合は、原則として、改めて公告をし、入札を行うものとする。